

『第 6 期古賀市障がい福祉計画
第 2 期古賀市障がい児福祉計画 実績』

1. 障がい福祉サービス事業の見込み量と実績

	サービス名	単位		平成31年度	令和2年度	令和3年度
訪問系サービス	居宅介護	時間/月	計画	599	629	800
			実績	643.75	855.3	703.5
		人/月	計画	—	—	46
			実績	44	47	52
	重度訪問介護	時間/月	計画	50	50	160
			実績	0	307	463
		人/月	計画	—	—	2
			実績	0	2	3
	同行援護	時間/月	計画	156	178	83
			実績	93	52.5	47.5
		人/月	計画	—	—	7
			実績	6	5	5
日中活動系サービス等	生活介護	人日/月	計画	2,457	2,580	2,385
			実績	2,070	2,449	2,000
		人/月	計画	132	139	123
			実績	115	125	120
	自立訓練(機能訓練)	人日/月	計画	48	64	41
			実績	25	68	59
		人/月	計画	3	4	3
			実績	2	5	5
	自立訓練(生活訓練)	人日/月	計画	105	126	38
			実績	27	79	57
		人/月	計画	5	6	3
			実績	2	4	4
	就労移行支援	人日/月	計画	580	592	578
			実績	527	659	628
		人/月	計画	36	38	34
			実績	37	33	38
就労継続支援(A型)	人日/月	計画	1,492	1,671	1,026	
		実績	845	1,172	865	
	人/月	計画	74	88	55	
		実績	45	57	51	

	サービス名	単位		平成31年度	令和2年度	令和3年度
日中活動系サービス等	就労継続支援(B型)	人日/月	計画	2,781	3,198	2,328
			実績	1,890	2,257	2,143
		人/月	計画	146	168	128
			実績	118	122	135
	就労定着支援	人/月	計画	10	10	18
			実績	12	17	22
	療養介護	人/月	計画	12	12	12
			実績	12	11	10
	短期入所	人日/月	計画	117	120	158
			実績	148	57	91
人/月		計画	36	37	39	
		実績	33	11	18	
居住系サービス	自立生活援助	人/月	計画	4	5	5
			実績	3	3	5
	共同生活援助	人/月	計画	72	88	51
			実績	46	54	60
	施設入所支援	人/月	計画	61	60	64
			実績	64	64	66
相談支援	地域相談支援 (地域移行支援)	人/年	計画	2	3	1
			実績	1	0	0
	地域相談支援 (地域定着支援)	人/年	計画	2	3	1
			実績	0	1	1
	計画相談支援	人/年	計画	434	455	412
			実績	399	430	459

注)

「人/月」…月間の利用人数(実人数)

「人日」…月間の利用人数(実人数) × 1人1月あたりの平均利用日数

「人/年」…年間の利用人数

※訪問系サービス、日中活動系サービス等、居住系サービスの実績については、県の計画に合わせ、毎年度3月の利用実績(請求ベース)としています。

※訪問系サービスの個々のサービスについては、令和2年度まで、人/月の見込みを計画上に示していなかったため、「—」としております。

2. 地域生活支援事業の見込み量と実績

サービス名	単位		平成31年度	令和2年度	令和3年度
一般相談	件/年	計画	4,038	4,425	3,257
		実績	2,866	2,907	2,898
意思疎通支援	人/年	計画	5	6	3
		実績	3	3	2
日常生活用具給付	件/年	計画	1,231	1,299	1,332
		実績	1,222	1,478	1,403
移動支援	実施箇所数	計画	22	22	22
		実績	21	23	21
	人/年	計画	65	67	49
		実績	47	29	45
地域活動支援センター	実施箇所数	計画	2	2	2
		実績	3	2	2
	人/年 ※	計画	9	10	2
		実績	6	2	2
日中一時支援	実施箇所数	計画	23	23	23
		実績	25	22	20
	人/年	計画	48	49	53
		実績	53	39	39

注) ・「件/年」…年間の件数 ・「人/年」…年間の実利用者数
 ・「実施箇所数」…委託契約事業所数(年度末現在)
 ・「みどり」の利用者数は「地域活動支援センター」の「人/年」には計上していない

3. 第6期障がい福祉計画における数値目標に対する経過報告

施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
令和元年度末の施設入所者数(A)	64人	
【目標値】 令和3年度から令和5年度末までの 地域生活移行者数	4人	(A)の6%
【目標値】 令和5年度末の施設入所者削減数	1人	(A)の1.6%



令和3年度 実績
0人
▲2人 ※入所者2人増

4. 障がい児通所支援事業の見込み量と実績

サービス名	単位		平成31年度	令和2年度	令和3年度
児童発達支援	人日/月	計画	372	409	428
		実績	354	560	428
	人/月	計画	61	67	50
		実績	51	67	60
医療型児童発達支援	人日/月	計画	20	30	0
		実績	0	0	0
	人/月	計画	2	3	0
		実績	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	計画	20	30	0
		実績	0	0	0
	人/月	計画	2	3	0
		実績	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	計画	1,146	1,261	1,932
		実績	1,512	1,826	1,988
	人/月	計画	266	292	196
		実績	160	179	209
保育所等訪問支援	人日/月	計画	13	14	20
		実績	14	7	11
	人/月	計画	13	14	20
		実績	14	7	6
障がい児相談支援	人/年	計画	190	200	246
		実績	210	224	262
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーター	人	計画	1	1	3
		実績	2	5	5

注)

「人/月」…月間の利用人数(実人数)

「人日」…月間の利用人数(実人数) × 1人1月あたりの平均利用日数

「人/年」…年間の利用人数

※サービスの実績(障がい児相談支援を除く。)については、県の計画に合わせ、毎年度3月の利用実績(請求ベース)としています。

●障がい福祉サービス等の概要（参考）

《障がい福祉サービス事業》

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事の介護を行います。
重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の肢体不自由者に、自宅における介護、外出時の移動支援を行います。
同行援護	視覚障がいによって移動に困難がある人の外出支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより常に介護が必要な人が行動する際、危険回避のため必要な支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設において入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に生産活動、職場体験等の活動機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等の支援を行います。
就労継続支援(A型・B型)	一般企業への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
短期入所(福祉型・医療型)	短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護を行います。医療型短期入所は遷延性意識障がい児・者や重症心身障がい児・者等が対象となります。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等や相談、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴、排せつ、食事の介護を行います。

地域移行支援	施設入所や精神科病院に入院している障がい者に対し、退院、退所後に地域における生活に移行できるよう、相談や必要な支援などを行うサービスです。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する場合に、ケアマネジメント、モニタリングにより、サービスの調整を行い、サービス利用計画を作成する支援を行います。

《地域生活支援事業》

サービス名	サービス内容
一般相談	障がい児・者及び家族等の相談に応じ、情報提供、福祉サービスの利用相談支援等を行います。
意思疎通支援事業	聴覚等の障がいのため意思疎通を図るのに支障がある人に手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付事業	在宅の障がい者及び障がい児に対して、日常生活用具を給付します。
移動支援事業	外出に困難がある障がい者及び障がい児について外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動、社会交流促進など障がい者の地域活動の支援を行います。
日中一時支援事業	障がい者及び障がい児を一時的に預かり、家族の負担軽減を行います。

《障がい児通所支援事業》

サービス名	サービス内容
児童発達支援 放課後等デイサービス	障がい児に、日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動及び放課後や夏休みの長期休暇の居場所づくりを行います。 ※児童発達支援:未就学児対象 放課後等デイサービス:就学児対象
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がい児などの重度の障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所給付等を利用する場合に、ケアマネジメント、モニタリングにより、サービスの調整を行い、サービス利用計画を作成する支援を行います。